

第 II 部

解説

この部では、伊藤が著したものを再録させてもらった。いずれも、当初の発表はごく限られた範囲の読者向けのものであった。しかし、ジェンダー統計に関わる論議を重ねる中で、言及する必要が何回もあった。ここに再掲して、論議の豊富化にすることが出来ればと考えた次第である。

最初の論文 7 は、研究所を拠点にして行った 2001-02 年の科学研究費プロジェクトの際の作品であり、プロジェクトの最終報告書〔70 部の印刷〕に収めた。先の第 I 部の解説において第二論文に関して触れたが、女性の地位に関する総合的指数として、UNDP の GEM に対しては統計学専門の立場からみると批判的にならざるを得ない点がある。伊藤は既に他の機会に、国際的に著名な研究者による UNDP 指数の批判を紹介し、GEM については伊藤自身の批判を提出している。(i)何故、所得、専門的・技術的職業の女性割合と、国会議員の女性割合の 3 指標のみがとりあげられるのか、(ii) 3 指標について事実上同じウエイトを与えている（単純平均する）のは何故か、(iii) さらに、意味があいまいな総合指数値における微小な数値差にもかかわらず、各国を順位づけすることへの疑問、等である。UNDP からの納得行く説明はないままである。これに対して、伊藤は、女性の地域向上と、こういった指数をむすびつけるためには、総合的単一指数にまとめることは避けて、分野別に多数の代表的指標をとりあげること、指数化においても単一化を避けるべきこと、ランクづけも分野別にクラスわけ程度にとどめるのが妥当だろうと考えた。

人間開発指数で 10 位前後の位置につける日本が、GEM で 30 位あるいは 40 位以下になるのは、日本における男女共同参画の遅れを示すという論議には便利かもしれない。しかし、GEM はその立ち遅れの状況を本当に明示していると言えるのか？ 上の 3 指標のうちの国会議員の女性割合で日本は 185 カ国中の 132 位にある。GEM における 40 位前後との関係をどう考えるか。次に注目されるのは、専門的・技術的職業における女性割合とは何かである。民間企業の役員や国家公務員や地方公務員の意思決定の場での女性割合ではない。専門的職業従事者の労働条件には男女差がないというのであろうか。伊藤は、専門職とされる資格を持つ職業においては、保育士や看護師の割合は大きいし、その圧倒的部分が女性であり、ここでの性別職務分離、また労働条件・処遇そして意思決定への参加はどうかについて疑問を持ち、検討してみたいと考えていた。

幸いにも、一般の政府公表統計では得られない統計表を、就業構造基本調査の匿名化個票セット(いわゆるマイクロ統計)についての再集計請求によって獲得する機会を得た。ここに収録した 7 は、その検討結果である。ここでは、専門的職業において、収入の高い教員職の高所得層の一部に女性の進出はわずかに見られるが、高収入の医師等は男性が支配し、

収入の低い階層に女性が集中し、増加していること、階層分解や、水平的職務分離に垂直的職務分離が重なるという傾向を見出すことができた。この傾向の進行は女性の地位の向上であろうか。言い換えると専門的・技術的職業に占める女性の割合は、総合的単一指数の構成要素として妥当か、という疑問を投げかけるものである。

論文8では、同じく第I部の解説でもふれた経済統計学会の「ジェンダー統計研究部会」が2003年に「部会ニュース」〔年2回〕の発行をはじめたとき、「ジェンダー統計研究・ジェンダー統計動向」として連載を伊藤が開始したものである。この部会は30名余の部会員を持っており、ニュースはその会員に配布されているが、その他には、経済統計学会のこの部会外の会員に対しても、広い統計関係者、ジェンダー問題研究者の目にも触れないままで推移してきた。これをここに再掲させていただこうとしたのである。

この連載では、当初、ときどきのトピックとして重要と思えたジェンダー予算、ICTと女性、女性に対する暴力調査などを取り上げた後、ジェンダー統計について、より基本的な説明の必要を感じて書き進めている。無償労働とその評価、地方ジェンダー統計、総合指数、マクロ経済政策とジェンダー問題・ジェンダー統計など、CSR論・ワークライフバランス論とジェンダー平等政策の推進など、更に論じたい点がある。しかし、ここまでの9回の連載をひとまず再録して、ジェンダー統計論議の刺激とし、またご意見やご批判をいただいて、伊藤自身が検討を深める契機にさせていただければと考えたのである。